

企画展「しまねの鋳物ーお鍋から、お宝までー」展示業務にかかる契約予定者を決定するため、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和 8 年 10 月 21 日

島根県立古代出雲歴史博物館

館長 岡 本 成 生

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

企画展「しまねの鋳物ーお鍋から、お宝までー」展示業務（以下「業務」という。）にかかる企画提案競技

(2) 提案価格の上限額

総額 7,260,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

〔うち撤去等にかかる経費の見込金額 2,310 千円（令和 9 年度支出見込み、予算が議決されない場合は執行しない）〕

2 業務委託期間及び業務施工場所

(1) 期間

ア) 企画展「しまねの鋳物ーお鍋から、お宝までー」展示業務

契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで。（ただし、展示造作は令和 9 年 3 月 5 日までに施工を完了すること。）

イ) 企画展「しまねの鋳物ーお鍋から、お宝までー」展示撤去業務

令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日まで。（ただし、予算が議決されない場合は執行しない。）

(2) 場所

島根県出雲市大社町杵築東 99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる(1)から(9)までのすべてに該当すること。

なお、共同企業体で参加する場合は、それを構成するすべての企業が(1)から(7)までのすべてに該当し、1 社以上が(8)から(9)に該当していなければならない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。

(3) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(5) 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限においてその措置が満了していない者でないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 博物館、美術館の展示を行った実績があること。

(9) 業務の実施に必要な専任の人員及び機材の確保ができる者で、提案書の提出日において業務の実施に必要な能力を有し、専任技術者及び業務管理者を雇用していること。

4 提案競技説明手続

(1) 企画提案競技実施要綱の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和 8 年 10 月 21 日から令和 8 年 10 月 28 日（土曜日、日曜日を除く。）までの午前 9 時から午後 5 時まで。
書類の送付を希望する者は、条件等を電話で問い合わせること。

イ 配付場所

10 に同じ。

(2) 提出書類の種類及び部数

ア 提案競技参加申請書

イ 法人にあつては登記事項証明書

ウ 個人にあつては運転免許証等の身分証明書の写し

エ 個人にあつては誓約書

オ 刑法、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を一切行っていない旨、並びに暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営もしくは運営に関与していない旨の誓約書

カ 役員等名簿

キ 島根県税を滞納していない旨の証明書

ク 消費税及び地方消費税にかかる納税証明書

ケ 印鑑証明書

コ 委任状（権限を委任する場合）

サ 会社概要

シ 業務に対する取組体制 1・2

ス 類似業務の実績

セ 企画展の展示に関する具体的な考え方・手法

ソ 業務全般にわたる作業項目及び工程表

タ 見積書

チ 過去 5 年間に於いて国公立の博物館等から展示造作を受託した実績の一覧表

※ア及びサ～チは 8 部、その他は 1 部提出のこと。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和 8 年 11 月 26 日 午後 5 時まで

なお、郵送の場合は書留とし、同日の午後 5 時までに必着のこと。

ウ 提出先

10 に同じ。

5 提案競技にかかる質問書

(1) 質問書は、期限までに文書により提出すること。

なお、質問は、FAX により受け付けるものとするが、必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

10 に同じ。

(3) 送付期限

令和 8 年 10 月 28 日 午後 5 時まで（必着）

(4) 質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 30 日までに参加者全員に対し FAX により通知する。

6 選定方法

- (1) 審査要綱については、別途定める。
- (2) 評価については、以下の点を特に考慮する。
 - ア 提案内容と事業目的の合理性
 - イ 提案内容の実現性及び安全性
 - ウ 事業者の専門性及び実行能力
 - エ 過去類似事業の実績
 - オ 全体コストの抑制
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、企画展「しまねの鋳物ーお鍋から、お宝までー」展示業務企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）に対し、プレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの実施日は令和8年12月4日を予定しているが、詳細な時間、場所は該当者に別途通知する。
- (5) 審査委員会による選定の結果については、令和8年12月7日午後5時までに参加者全員に通知する。なお、審査経過については公表しない。また、結果についての異議申し立ては受理しない。

7 企画提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (2) 提出した書類に不備があり、県が示した日時までに補正を行わないとき。
- (3) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (4) 事実に反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案を代理したとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と企画展「しまねの鋳物ーお鍋から、お宝までー」展示業務委託契約締結について交渉の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から業務実施計画書及び見積書を徴取し、予定価格の範囲内で決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) その他契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

9 その他留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。ただし、プレゼンテーションに参加した結果不採用となった場合には、所定の提案競技参加料を支払う。

(7) 企画提案書提出後に辞退する場合は、書面でその旨を申し出ること。

10 企画提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 699－0701

島根県出雲市大社町杵築東 99－4 島根県立古代出雲歴史博物館

担当 松尾充晶・目次謙一

電話番号 0853－53－8606

F A X 番号 0853－53－5350

電子メールアドレス rekihaku@pref.shimane.lg.jp